

**多重債務無料相談会を10月26日（火）に開催します**

消費者金融やカードローンなど、借金を抱えてお悩みの方を対象に、県弁護士会及び県司法書士会と共同で、県内4ヶ所の県消費生活センターにおいて無料の法律相談会を開催します。この機会に、ぜひご相談ください。

**1 期日・時間**

令和3年10月26日（火）午前10時から午後5時

**2 内容**

県内4ヶ所の消費生活センターにおいて、弁護士または司法書士が無料で1時間ほどの相談に応じます。

**3 参加方法**

事前予約制ですので、最寄りの下記消費生活センターへお申し込みください。

予約電話は10月22日（金）までの平日午前8時30分から午後5時の間に受け付けます。

**4 相談会場・予約申込先**

相談会場・予約申込先	住所・電話番号
北信消費生活センター	長野市大字南長野字幅下692-2 県庁西庁舎1階 TEL 026-217-0009
中信消費生活センター	松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階 TEL 0263-40-3660
南信消費生活センター	飯田市追手町2-641-47 TEL 0265-24-8058
東信消費生活センター	上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎6階 TEL 0268-27-8517

**5 その他**

- ・相談会には、当日ご本人の来所をお願いします。
- ・相談の時間帯など、ご希望に沿えない場合もありますので予めご了承ください。
- ・本相談会以外にも、法律専門家や専門機関をご紹介しますので、ご相談ください。

本相談会は新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施します。相談時にはマスク着用などの咳エチケット、手指の消毒にご協力をお願いします。また、当日受付時に検温を実施し、発熱等の症状がある場合などには、ご相談をお断りする場合があります。今後の状況により、実施方法などを変更する場合がありますのでご了承ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

県民文化部くらし安全・消費生活課  
 （課長）笠原 隆通（担当）齊藤 一也  
 電話 026-235-7286（直通）  
 FAX 026-235-7374  
 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp